

上方の登山道等の総合的な保全手法

1 目的

巡礼者がたどる「登山道」及び登山者の支援施設である「山小屋」は、信仰行為としての「登拝」に起源を持っている。また、「トラクター道」は山小屋の運営及び救護者の搬送に必要な不可欠な存在でもある。したがって、富士山の特質である「神聖さ」・「美しさ」を維持するために、「登山道」・「山小屋」・「トラクター道」の3者間の調和的・補完的な関係に注目した総合的な保全管理を推進する。

2 現状

(1) 登山道

山梨県・静岡県は、「富士山登山道パトロール実施要領」に基づき、登山道の点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業等を実施するなど、登山道の適切な維持管理を継続的に行っている。

また、山梨県・静岡県は、落石防護施設等の人工構造物の設置・改修にあたり、展望景観に配慮した形態・意匠となるよう努めている。

(2) 山小屋

山小屋は、自然公園法に基づく富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）公園計画に位置付けられた公園事業として、環境省の認可を得た民間事業者が設置・経営している。山小屋の施設・看板類の形態・意匠は、当該公園の管理運営計画及び富士山における標識類総合ガイドライン等に基づき、展望景観に配慮することとしている。

(3) トラクター道

トラクター道は、山小屋の設置・経営者が組合方式で運営する組織により整備された貨物用道路であり、山小屋の経営に必要な物資等の運搬のほか、緊急傷病者の搬送にも利用されるなど、公共性の高い重要なライフラインとしての役割を担っている。

また、同組織は、トラクターの運行回数を必要最低限に留めるなど、環境への負荷の抑制にも努めている。

3 課題

登山道及び山小屋は信仰行為としての登拝に起源を持ち、トラクター道は山小屋の運営等に必要な不可欠な存在であることから、3者は相互に密接な関係を持つ。

しかし、3者の調和的・補完的な関係を尊重した総合的な保全手法が採用されているとは言い難い。

(1) 登山道

地質の安定性が低い斜面では、風雨・融雪による浸食が進み、来訪者の登山行為による影響を受けている場所もある一方、堅牢な溶岩の斜面では、登山行為による影響を受けにくい場所もある。

そのため、浸食の影響等について調査・分析を続けるとともに、浸食箇所ごとの地形的状況等に応じた効果的な保全手法を充実させていくことが求められる。

また、落石から登山道等の道路を防護するための落石防護壁等の人工構造物が、富士山の神聖な雰囲気及び良好な展望を阻害しないよう材料・工法について検討が必要である。

(2) 山小屋

現在、施設外観及び看板類の基準に基づき、関係者は展望景観に対する影響緩和のための取組を進めているが、さらに展望景観を向上させるための施策が必要である。

(3) トラクター道

運搬をヘリコプター利用等へ完全に転換することは、富士山の厳しい気象条件等の観点から困難である。また、トラクター道の経路を変更すること又はトラクター自体の車体色を変更することも、安全上の観点から困難である。したがって、自然環境、神聖な雰囲気、登山道からの良好な展望に配慮した適切な材料・工法の選択が求められる。

4 方向性

登山道・山小屋・トラクター道の3者の調和的・補完的な関係を尊重するため、以下のとおり、「来訪者管理戦略の確実な実施」、「展望景観等に配慮した材料・工法の選択」の2つの方向性を明示する。

(1) 来訪者管理戦略の確実な実施

来訪者による登山道への影響の抑制を図るため、登拝の本質を継承した「望ましい富士登山の在り方」の推進を目指して、来訪者管理戦略に定めた対策を確実に実施する。

(2) 展望景観等に配慮した材料・工法の選択

登山道の維持補修には、常に自然環境、神聖な雰囲気、登山道からの良好な展望に配慮した適当な材料・工法を採用する。

5 対策

(1) 来訪者管理戦略の確実な実施

地域社会の合意形成の下に、山梨県・静岡県を中心として来訪者数の平準化のための対策等を講じることにより、来訪者による登山道への影響の抑制を図る。

(2) 展望景観等に配慮した材料・工法の選択

ア 登山道

- ・山梨県・静岡県は、パトロール等により登山道の風雨・融雪による浸食箇所及び登山行為による影響等を継続的に把握し、維持補修業務に適切な材料・工法を反映させるなどの維持管理の充実を図る。(参考資料1、p55～p56)
- ・山梨県・静岡県は、落石防護壁等の人工構造物の設置・改修に当たっては、多様な分野の専門的知見を総合しつつ、落石防護壁等の人工構造物の外観が展望景観へ与える影響を緩和するための材料・工法を定める。(参考資料2、p57)

イ 山小屋

- ・神聖な雰囲気を維持し、さらなる展望景観との調和を図るため、関係者が協働して山小屋の施設外観・看板類等の現状を把握するとともに、改善を行う。(参考資料3、p58)

ウ トラクター道

- ・関係者が協働してトラクター道等の現況を把握し、展望景観への影響の程度を分析する。
- ・自然環境への負荷の低減及び展望景観との調和を目指し、貨物用車両の効果的な運行方法及び低騒音・低排出ガス車両の導入等の対策に関係者が協働して取り組むための協議・検討を継続する。

参考資料（取組事例）

<参考資料1>登山道パトロール

・概要

県道として管理する富士山登山道の維持及び登山者の安全確保を目的として、山梨県・静岡県職員等によるパトロールを開山前及び開山期間に実施している。パトロールは、「富士山登山道パトロール実施要領」に基づき実施している。登山道・標識等に破損等の不具合を確認した場合、その場で修繕を実施し、その場での対応が困難である場合には、登山に支障のないよう安全な措置を執り、速やかに修繕を実施している。また、破損等の箇所・状況・処理内容については、カメラ等を用いて記録し、継続的な維持管理に活用している。

【「富士山登山道パトロール実施要領」から抜粋】

富士山登山道 パトロールの手引き（抜粋）

1 ところえ（心得）

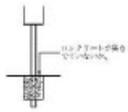
- (1) 富士山登山道パトロール実施要領にもとづいてパトロールします。
- (2) 人道的立場から、職務外であっても危険な場合を目撃したら注意してやりましょう。
- (3) 自分の体調を充分考え、早めに処置すると同時に、無理をしないようにしましょう。
- (4) 天気の急変、及び予報には注意し、無理をしない。(NHK第2放送 pm4:00 気象道報)
- (5) 作業にあたっては、自分自身がケガをしないようにすると同時に、落石等で事故の発生源とならないよう、細心の注意を払きましょう。
- (6) 単独行動はとらないようにしましょう。

2 路面点検

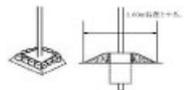
- (1) 路面浮石除去
- (2) 路肩の転落の危険のある石は、掘って埋める。
- (3) 水（溝）覆れ箇所は埋める。
- (4) 土留上、登山道落下の恐れのある転石は掘って埋める。

3 標識点検

- 1 基礎は正常か。

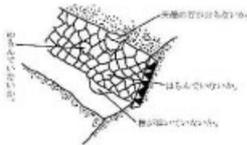


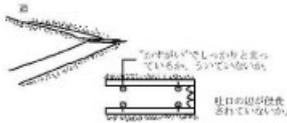
<注意事項>

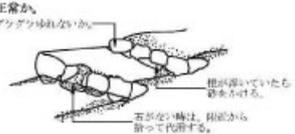

- 2 標識は機能を果たしているか。
 - (ア) 標識が風やいたずらで、別の方向をむいてはいないか。
 - (イ) 取付金具のゆるみ、欠損はないか。
 - (ウ) 支柱が傾斜していないか。
 - (エ) 図案、塗装に剥離はないか。
- 3 標識が正しい位置にあるか。
 - (ア) 別紙平面図に図示されている位置に存在しているか。
 - (イ) 持ち上げられたり、泥に転落していないか。

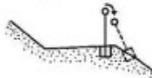
4 構造物点検

- (1) 石積は正常か。

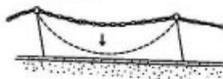

- (2) 水切は正常か。


- (3) 階段は正常か。


- (4) 誘導鎖・ロープ橋は正常か。
 - (ア) 支柱の位置



 - (イ) 鎖・ロープ橋のたわみ



・これまでの取組内容

世界文化遺産に登録された2013年度（平成25年度）以降は、登山者が増加すると予想されたことから、山梨県・静岡県職員による登山道のパトロールの回数を例年より増やした。特に、登山者の多い吉田口登山道においては、世界文化遺産として登録された前年にあたる2012年（平成24年）から、登山道のパトロールの回数を増やして対応している。



登山道パトロール実施状況

・今後の対策（計画）

登山道の維持管理は、自然環境・展望景観に配慮し、現状の砂利道の維持を基本とし、登山者の安全を確保するため、パトロールの頻度を高くし、適切な修繕を行うこととしている。

<工程>

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
登山道の維持修繕	→					
登山道パトロール	→					

<参考資料2> 落石防護壁等の人工構造物の整備

・ 概 要

登山者等の安全対策及び登山道の保全のために、必要な落石防護壁などの人工構造物を整備している。

・ これまでの取組内容

人工構造物の整備にあたっては、周辺の山肌に合わせた塗装を行うなど、展望景観に配慮した方法を取り入れて実施してきたところであるが、展望景観に配慮したさらなる修景の方法について検討を進めている。

更なる修景については、景観の専門家等の有識者からの意見を参考にしながら試験施工を行い、施工性・耐久性等の観点から適切な手法を検討するとともに、登山者へのアンケートも実施し、最適な修景手法となるよう務めている。

・ 今後の対策（計画）

試験施工等の結果を検証しつつ、人工構造物の設置箇所に適した修景方法の採用に務める。



修景の一例（壁面緑化の例）

<工程>

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
登山道の維持補修及び 構造物修景方法の検討	→					
登山道の補修及び構造物 修景方法の試験施工 の実施			→			
試験施工の効果検証			→			
登山道補修及び構造物 修景の実施						→

＜参考資料3＞山小屋の整備等

・概要

富士山の特徴である「神聖さ」・「美しさ」を維持するため、山小屋の外観及び標識類などの改善等を進める。

・これまでの取組内容

環境省、山梨県・静岡県、関係市町村、観光団体及び山小屋組合等で構成する「富士山標識関係者連絡協議会」が「富士山における標識類総合ガイドライン」を策定し、それに基づき標識類の色彩・掲示方法等の改善を進めてきた。

また、山小屋の外観については、その起源である「岩室」の風情を擁壁に残しているものも多い。

さらに、山小屋の起源、室内に残る神棚等の信仰に関する資料の掲示を行うなど、山小屋が信仰の拠点であることの情報発信も行っている。

山小屋が建ち並ぶ吉田口登山道沿いの景観については、将来的に「神聖さ」や「美しさ」に配慮した景観の形成を図るため、山梨県が文化財、建築などの専門家から成る検討委員会を設置し、山小屋の「修景指針」の策定に向けた検討を開始した。

・今後の対策（計画）

関係者が協働して山小屋の施設外観、標識類などの改善を進め、特に山小屋が建ち並ぶ吉田口登山道については「修景指針」を策定し、「神聖さ」や「美しさ」に配慮した山小屋の外観等の実現に向けて山小屋組合等の関係者との協議を継続する。



岩室の風情を残した
山小屋外観



山小屋内の神棚



山小屋の起源等を
記した説明板